

野田市関宿心身障がい者福祉作業所の管理に関する年度協定書

野田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人は一とふる（以下「乙」という。）とは、平成29年2月21日に、野田市関宿心身障がい者福祉作業所（以下「本施設」という。）の管理に関して締結した野田市関宿心身障がい者福祉作業所の管理に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）に基づき、本施設の管理に係る年度協定（以下「年度協定」という。）を締結する。

（年度協定の目的）

第1条 年度協定は、本施設の管理業務（以下「本業務」という。）の各年度の業務内容及び本業務の実施の対価として支払われる指定管理料を定めることを目的とするものである。

（令和2年度の業務内容）

第2条 甲及び乙は、令和2年度の業務内容は、基本協定第12条に定めるとおりであることを確認する。

（業務報告等）

第3条 乙は、毎月、本業務に関する報告書を甲に提出しなければならない。

2 乙が甲に提出する報告書の内容は次のとおりとする。

- (1) 施設の利用状況
- (2) 破損及び修繕の実施状況
- (3) 事故、要望及び苦情対応状況（些細な案件も含め、全て報告すること）
- (4) 使用料及び利用料金収入の状況

3 甲は、乙から本業務に関する報告書の提出を受けたときは、確認した上、当該報告書の引渡しを受けるものとする。

（介護職処遇改善事業報告）

第4条 乙は、介護職処遇改善事業に関する報告書を甲に引き渡したときは、甲に対して第6条第3項に規定する指定管理料の支払を請求するものとする。

2 本業務における介護職処遇改善事業の対象とする職種は、基本協定第24条第1項の表に掲げる職種のうち、生活支援員及び職業指導員（以下「生活支援員等」という。）とする。

（生活支援補助員賃金改定事業報告）

第5条 乙は、生活支援補助員賃金改定事業に関する報告書を甲に引き渡したときは、甲に対して第6条第3項に規定する指定管理料の支払を請求するものとする。

（令和2年度の指定管理料）

第6条 甲は、乙に対して本業務の実施の対価として、金47,419,219円を

支払うものとする（「消費税額」は、消費税法第6条第1項の規定により非課税とする）。

- 2 前項の指定管理料は、前金払いにより年4回に分けて支払うものとし、支払期別及び支払金額は次に掲げるとおりとする。

支払期別	支払金額
4月	11,854,805円
7月	11,854,805円
10月	11,854,805円
1月	11,854,804円

- 3 前2項の規定に関わらず、甲は、乙に対して第4条及び第5条の事業の実施の対価として、別表に定める指定管理料を支払うものとする（「消費税額」は、消費税法第6条第1項の規定により非課税とする）。
- 4 前項の規定による指定管理料の支払の時期は、別表により定める。
- 5 甲は、第2項、第4条第1項及び第5条の規定による適法な支払の請求があったときは、その日から起算して30日以内に指定管理料を乙に支払うものとする。
- 6 乙は、甲の責に帰する理由により前項の規定による指定管理料の支払が遅れた場合には、遅延した日数に応じて指定管理料に対し、年度協定締結時における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を甲に請求することができる。

（市長が定める賃金の最低額）

第7条 基本協定第24条第1項の規定に関わらず、令和2年度の生活支援員等に係る市長が定める賃金の最低額は985円とする。

- 2 基本協定第24条第1項の規定に関わらず、令和2年度の生活支援補助員に係る市長が定める賃金の最低額は978円とする。

（個人情報の取扱い）

第8条 乙は、当該公の施設の管理に係る個人情報を取り扱う事務の登録簿を確認し、登録簿により届け出られた個人情報の取扱い以外の取扱いをしようとするときは、あらかじめ、市長の了承を得た上でなければ、当該取扱いを開始してはならない。

（疑義等の決定）

第9条 年度協定に定めのない事項については、第一義的には基本協定によるものとする。基本協定にも定めのない事項については、甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年4月1日

甲 野田市鶴奉7番地の1
野田市
野田市長 鈴木 有

乙 野田市船形310番地
社会福祉法人はくとふる
理事長 小林 公平

別表

支出費目	支出時期	支出基準
介護職処遇改善事業	実績報告の翌月	別記1のとおり
生活支援補助員賃金改定事業	実績報告の翌月	別記2のとおり

別記1

各月の処遇改善加算前の支払賃金(※1)が985円未満である生活支援員等の労働者1人につき、次に示す計算式により計算される額の総額

$(985円 - \text{当該労働者の処遇改善加算前の支払賃金}(\text{※}2)) \times \text{当該労働者の各月の時間外労働時間を除く労働時間}(\text{※}3) + \text{当該労働者の本給付による法定福利費の増額分}(\text{※}4)$

- ※1 支払賃金とは、乙等が労働者に支払う最低賃金法に基づく最低賃金制度に定める手当等の区分による所定内給与のうち、基本給相当額と基準内手当の合計額を1時間当たりの賃金に換算した額(小数点以下切捨て)をいう。
- ※2 当該労働者の処遇改善加算前の支払賃金が938円未満の場合は、当該支払賃金は938円とする。
- ※3 当該労働者が月給制の場合は、当該労働時間は年間所定労働時間を12で除した時間とする。
- ※4 当該労働者の処遇改善加算前の支払賃金が938円未満の場合は、当該支払賃金を938円として算出した場合の法定福利費と、支払賃金を985円にした場合の法定福利費の差額とする。

別記2

各月の生活支援補助員賃金改定事業による賃金加算前の支払賃金(※1)が978円未満の生活支援補助員1人につき、次に示す計算式により計算される額の総額

$(978円 - \text{当該労働者の生活支援補助員賃金改定事業による賃金加算前の支払賃金}) \times \text{当該生活支援補助員の各月の時間外労働時間を除く労働時間}(\text{※}2) + \text{当該生活支援補助員の本給付による法定福利費の増額分}$

- ※1 支払賃金とは、乙等が労働者に支払う最低賃金法に基づく最低賃金制度に定める手当等の区分による所定内給与のうち、基本給相当額と基準内手当の合計額を1時間当たりの賃金に換算した額(小数点以下切捨て)をいう。
- ※2 当該生活支援補助員が月給制の場合は、当該労働時間は年間所定労働時間を12で除した時間とする。